

＝違法に入手した苗について＝

福岡県が育成したイチゴ「あまおう」、米「元気つくし」、イチジク「とよみつひめ」、柿「秋王」やキウイ「甘うい」等については、生産を福岡県内の農業者に限定しています。

例えばイチゴの場合、JA 全農ふくれんに種苗の増殖を許可(許諾)しています。その許諾契約の中で、種苗の配布を福岡県内の農業者に限定し、生産者は本品種の種苗を第三者(経営を異にする人)に譲渡しないことの同意(誓約書)を書面で提出することとしています。

そのため、県外の人や一般消費者の人が栽培していた場合や、本品種の種苗を第三者に譲渡しないこと同意した書面(誓約書)を提出していない人が栽培していた場合などは、何らかの違法なルートで種苗を入手しているので、種苗法違反、本県の育成者権の侵害に該当します。

本県農業の振興のためには、ルールを守ってあまおう生産を行うようお願いします。

福岡県農林産物知的財産権センター（０９２－９２４－２９８６）